

岩見沢市民会館・文化センター使用方法

□還付について

▼使用者が当施設の使用許可を受けた後において、当該施設使用の変更や取り消しを申し出た場合、相当の理由があると認められる時に限り、下記の項目に応じて還付をいたします。

- ・使用者が使用日の 90 日以前に施設利用の変更や取り消しを求めた場合は、既納の額の全額を還付いたします。
- ・使用者が使用日の 89 日前から 45 日以前に施設利用の変更や取り消しを求めた場合は、既納の額の 5 割を還付いたします。
- ・使用者が使用日の 44 日前から 10 日以前（大ホール及び中ホールを除く）に施設利用の変更や取り消しを求めた場合は、既納の額の 2 割を還付いたします。

※冬季加算料及び備付物件使用料については、上記の項目にかかわらず、既納の額の全額を還付いたします。

項目	90 日以前	89～45 日以前	44～10 日以前
大ホール 中ホール	全額還付	5 割還付	還付無し
ホールと併用して 利用する部屋			2 割還付
ホール以外の 小部屋（展示室を含む）			2 割還付